

障害をもつアメリカ人法(ADA)にみる社会モデル適用の問題点に関する考察

寺島 彰¹⁾

A Discussion on the Problems of Applying Social Model to the Americans with Disability Act (ADA)

Akira Terashima¹⁾

要約：

障害をもつアメリカ人法（ADA）は、障害者差別禁止法であり、障害者の雇用促進を目的の一つとして成立したが、同法施行後は、意図とは逆に障害者の雇用率が低下した。本論では、その原因を社会モデルの適用の問題であるにとらえ、ADA型社会モデルはマイノリティーモデルと機能主義モデルの融合であり、市場競争力の問題、障害表明の危険性の問題、裁判手続きに対する心理的問題、重度障害者排除の問題、二本立て障害者雇用政策の問題があることを指摘した。

キーワード：障害者政策、障害をもつアメリカ人法、ADA型社会モデル、障害者差別禁止法、障害者雇用率

1. はじめに

障害をもつアメリカ人法(Americans with Disability Act: ADA)は、1990年7月26日にブッシュ大統領により署名され法律となった。Marti^[1]らによれば、多くの障害者を含む約2,000人の支持者が出席したホワイトハウスにおけるセレモニーで、ADAは、障害者の「解放宣言」として、涙と歓喜によって受け入れられたという。ADAの目的は、差別禁止であり、特に、雇用、建築物や情報へのアクセスにおける差別禁止に重点が置かれている。雇用に関して言えば、ADAの成立によって、雇用主は、雇用において障害者を差別してはいけないこととなった。これによって、当然、障害者の雇用が進むことが期待されたのであるが、ADA成立後の障害者の雇用率は上昇せず、むしろ低下傾向にある。本稿では、その原因について検討し、その背景にある政策モデルの問題点について考察する。

2. ADAの雇用差別規定

ADAにおける雇用差別については、同法第102条に規定されている^[2]。同条では、雇用差別とみなされる雇用主の行為の一つとして「企業運営に過度の困難を押し付けることが示されないにもかかわらず、有資格の障害をもつ従業員や求職者の既知の身体または精神的制限に対して合理的便宜を提供しないこと」と規定している。

合理的便宜(reasonable accommodation)については、同法第101条に、「(A)従業員が用いている既存の施設を障害者が容易にアクセスできかつ使用できるようにすること、(B)職務の再構築、非常勤の就労や変則勤務、空きポストへの配置転換、機器や道具の導入や改良、入社試験問題、訓練教材や運営方針などの調整や変更、資格のある朗読者や通訳者の提供、その他同様の障害者に対する配慮」と規定されている。この概念は、ADAにより生み出された概念であり、同法を根拠とした数多くの障害者差別をとりあげた裁判において、

1) 浦和大学総合福祉学部

Faculty of Comprehensive Welfare, Urawa University

最大の論点となっている。

また、有資格の障害者 (qualified persons with disabilities) の定義は、同101条に「合理的便宜の有無にかかわらず職務の基本的な機能を遂行することができる障害をもつ者」と定義され、さらに、「過度の困難」は、「以下の要素を考慮したときに重大な困難や出費が必要とされる活動」と定義されている。その考慮する要素は、①必要な便宜の性格と費用、②合理的便宜を提供するための施設や設備にかかる経費③従業員数・設備などの企業の資産、④企業の運営管理の内容等である。

なお、障害については、同1条に、ADA全体にわたる定義付けが次のように行われている。「障害とは、(A)個人の主要な生活活動の一つ以上を実質的に制限する心身の機能障害、または、(B)そのような機能障害の記録、あるいは、(C)そのような機能障害があるとみなされることである。」

以上をまとめれば、企業の経営に重大な影響を及ぼさない限り、基本的な職務を遂行できる障害者に職務遂行のための便宜を提供しないことは障害者差別とみなされるということになる。例えば、財力のある大企業が、事務職としての基本的な職務を遂行できる車椅子使用者を採用する場合、階段のかわりにスロープやエレベーターを設置する

こと等ができなければ差別とみなされる。

3. ADAの成立後の障害者雇用率低下

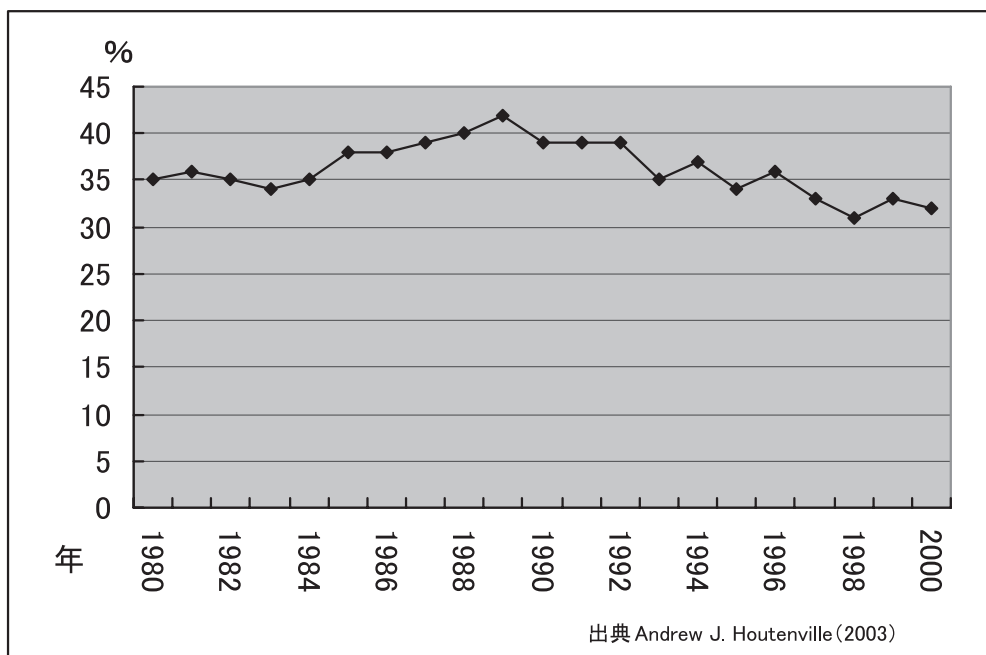
Houtenville^[3] は、1980年から2000年までの労働制限があると報告した人の雇用率を調べ、その結果、1990年頃までは、雇用率が上昇していたにもかかわらず、また、健常者の雇用率は上昇しているにもかかわらず、ADAが成立した1990年を境に雇用率が低下していることを指摘した(図1)。

また、Burkhauserら^[4] も、National Health Interview Survey (NHIS)、Current Population Survey (CPS)、Survey of Income and Program Participation (SIPP) の統計資料を活用し、すべての統計資料は、1990年代の障害者の雇用率が低下していることを示していると述べている。このように、ADA成立後に、障害者の雇用率が低下しているのは、事実であると考えられる。

4. 障害者雇用率低下に関するこれまでの議論

ADAが成立して以降、労働年齢にある障害者の雇用率が低下した理由についてはいろいろな見解が示されている。DeLeire^[5] は、1964年公民権法により1960年代にアフリカ系アメリカ人の雇用率が改善されたことを説明した経済学モデルをADAに適用した結果、ADAは、公民権法とは逆

図1 障害者雇用率の推移



に作用したという。彼は、他のすべての要因を制御した後、労働年齢にある障害者の就職率が減少した原因は、まさにADAにあると結論した。すなわち、ADAの成立と施行による企業主に対する合理的便宜の負担が労働年齢の障害者の雇用率の低下の原因であると主張する。この経済的要因を支持する見解には、Smithら^[6]やHavemanら^[7]など多くの発表がある。

また、Shapiro^[8]は、裁判費用の増大や障害者雇用における妥協が増えることを心配をした中小企業の企業主の否定的な態度がADAに対する反動を引き起しているとした。また、Davis^[9]は、合理的便宜の費用は、実際はそれほど多くないにもかかわらず、過度に反応してしまうことで否定的な態度をとる雇用主もいると報告している。その例として、1993年に従業員数30人以下の小企業は、平均して年間わずかに3,327ドルを合理的便宜のために使ったのみであり、個人事業者の場合の合理的便宜に対する平均費用はもっと低く、年間約2,500ドルであったという。しかも、その経費の半分は、税金の控除を受けることができたという。

Diller^[10]は、ADAに基づく裁判では、94パーセントという高率で雇用主の勝利に終わっていることから、司法制度においてADAに対する何らかの反動があると主張する。すなわち、裁判官などが新しい法律であるADAに慣れないためにそのような結果になっているのではなく、法律とそれを運用する人々のなかに敵意があり、国会が障害者に与えた権利を法廷が組織的に無効にしようとしているという。その原因として、障害者が直面する問題を明らかにする際に必要な市民権モデルに対する法廷の十分な理解がなく、それが受け入れられずに放置され、用いられていないことから引き起こされるADAに対するねたみと狭隘な解釈が原因であると主張する。

一方、Martiら^[11]は、障害者自身の態度に原因があるとする。障害者自身は、企業主に自分に障害があることを伝えなければADAで保護されないため、どこかでそれをしなければならないが、それは、一方で危険を伴う。例えば、障害があることを表明しても、それが、公的に障害と認められなければ、ADAにより保護されないため、その障害を理由に解雇されても何の保護もない。そ

のために、障害を表明するのをためらうとする。

また、Davis^[12]は、ADAに基づき企業主などを訴える障害者の原告は、自己陶酔してしまい常識的な要求以上のものを求めることに問題があると指摘する。彼は、その例として、車椅子の女性が、雇用主を訴えた例を示した。その判例では、雇用主が彼女のためにスロープを作り、事務機器やロッカールームをアクセシブルにしたにもかかわらず、事務室のキッチンの流し台を低くしなかったことは、合理的便宜が図られなかったとして訴えたものである。彼によれば、相互依存よりむしろ自立を基本とする米国の文化において、彼女は、あまりにも多くを求めすぎているとされている。

Kaye^[13]は、主な慢性病に関するデータを調べ、労働制限や活動制限のある障害者の機能障害と健康状態がこの期間の間に悪化したという慢性疾患の疾病構造の変化が原因であるとする。つまり、1990年代の不況により、精神的ストレスが増加し、筋骨格系、呼吸器系、神経系および精神の慢性疾患の状態が悪化し、障害のある労働者の障害程度が重くなったために雇用率が下がったと考える。同様の見解は、KruseとSchur^[14]も提起している。

GoodmanとWaidmann^[15]は、障害者に対する所得支援政策における変化が雇用率低下の原因であるとする。1980年代末から1990年代はじめにかけての社会保障障害年金（SSDI: Social Security Disability Income）と補足的所得給付（SSI: Supplementary Support Income）プログラムの受給要件が緩和されたことや手当額の増加、また、制度利用の促進が、労働制限のために働くことができないと報告した人の増加を招き、障害者の雇用率低下の原因となったとする。これらの制度では、働けないことが手当受給の条件になっているために、手当を継続するためには、働いたり求職活動をすることができないのである。

5. 社会モデル

今日、障害関係分野においては、障害モデルが話題になることが増えている。Smart^[16]は、障害モデルとは、障害を理解するための道具であり、行動のためのガイドラインであり、障害を概念化するためには、実行可能なモデルに関心を持つことが必要であると述べている。社会モデルは、障

害モデルの一つで、基本的に医学モデルを批判するために提起された。特に、障害研究の盛んな英国及び米国においてはいろいろなモデルが提示されている。その代表的なものを類型化すると次のようになる。

(1) 悲劇モデル

障害を障害たらしめているものは、社会であると考え社会環境を改良すべきであると考えられるもので、次のようなモデルがある。

①個人モデル—社会モデル

英国の障害学の学者であり政治活動家として英国の障害者運動で指導的役割を果たしてきた Oliver により提唱されたモデルである。Oliver^[17]は、頸髄損傷者としての収容施設での経験をもとに、医学モデル (Medical Model) と社会モデル (Social Model) の二分法で障害モデルを概念化した。しかし、医学モデルという用語は、医療対象化が1つの重要な構成要素となっていることからそのように呼んだものの、内容を十分に表現できなかったため、現在は、個人モデル (Individual Model) と呼ぶようになったという。

個人モデルは、障害問題は、個人に原因があり、障害から発生すると仮定される機能的制限や心理的な損傷から生じるとするモデルである。このモデルの基礎には、障害を悲劇とみなす「悲劇理論 (Tragedy theory)」が根拠となっている。これにより、障害者は、悲劇的出来事の犠牲者であるように取り扱われ、医学的・心理学的治療の対象として取り扱われる。

社会モデルは、個人モデルを否定することにより発生し発展してきたものであり、障害問題の原因は、どんなものにせよ個人的制限などではなく、社会が適切なサービスを提供し、適切に障害者のニーズを十分考慮することができなかったことが原因であるとする。個人的偏見、制度上の差別、アクセスできない公共建物、分離教育などは、社会的圧迫であるとみなす。

②医学モデル／個人の悲劇モデル—社会モデル

上述のように Oliver 自身は、現在は、医学モデルという用語を使用していないが、英国の障害者運動においては、そのまま、医学モデルとよばれていることが多い。例えば、Drake^[18]は、医学モデルと個人の悲劇モデルは同義として捉えており、

それらは、社会モデルに対峙するもので、宗教的信念と医学がもたらした幅広い科学的な背景によって強化されているとする。すなわち、世界の主な宗教は、障害を、ある「健全な」基準からの逸脱であると考え、分離、リハビリテーション、治療という医学的処遇が適切な対応であるという考えを強化しており、多くの先進国と宗教の発展した社会では、このモデルが、一般的に使われているという。そして、これらの医学／個人の悲劇モデルと社会モデルのどちらの定義が、その社会において正しいと断定されるかは、どちらの敵対者の力が強いかにかかわっていると、障害者運動論を展開している。

③社会的死モデル—社会的バリアモデル

Oliver とともに社会モデルを構築した Vic Finkelstein^[19]は、現代社会で社会モデルが十分に障害者の社会的立場を説明していないとして、社会モデルを改良して、「社会的死モデル (Social Death)」と「社会的バリアモデル (Social Barrier Model)」という社会モデルを提案した。

「社会的死モデル」とは、従来の障害のとらえかたを示しており、障害を受けることは、実質的な「社会的死 (Social Death)」であると考えられるので、医学的治療を行わない限り、障害者は、本質的には社会的に死んでおり、コミュニティや施設での「ケア」に永久に依存することになる。このモデルは、医学モデルと福祉モデルを包含しており、医学モデルとしてリハビリテーション介入のためにフレームワークを用意し、福祉モデルとして個人のケア・サービスを導く。

社会的バリアモデルは、新しい社会の障害者支援サービスの発展のためのガイドとなるべきモデルで、物理的・心理的バリア除去に焦点を当てている。このモデルは、障害関連サービスの基本は、健康や福祉ではなく、環境を基本としなければならないことや障害者が明白な権利を有する社会資源として障害者サービスを再構築すべきであることなどを主張する。

(2) マイノリティーモデル

障害者はマイノリティーであると考え、障害者に公民権を保障しようとするモデルである。

①道徳モデル—医学モデル—社会／少数派モデル
Mackelprang R.W. と Salsgiver R.O.^[20]は、歴史的に、

障害を概念化するモデルとして道徳モデル (Moral Model)、医学モデル (Medical Model)、社会／少数派モデル (Social / Minority Model) の3つのモデルがあるとし、合衆国では、現在も、後の2つのモデルが、障害についての社会の見方を支配しているとする。

道徳モデルは、最も古いモデルで、障害を道徳的なあやまちや罪に起因する欠陥ととらえる。そのために障害者は恥とされ、個人だけでなく、家族までも障害を引き起こしたことによる非難を浴びることがある。このモデルは障害の古い見方であるが、まだ、一部現存していて、言語・文化・イデオロギーに影響を与えているという。例えば、アルコール中毒や薬物乱用者を飲みすぎによる「罪」だと見るような態度のなかに存在し続けている。

医学モデルは、道徳モデルから、道徳や罪を取り去り、より恩情主義的な見方と取り替えた。障害は、身体システムの欠点または失敗であって、本質的に異常や病的である。そのために障害は、個人に存在する医学的問題とみなされる。介入のゴールは、治療、身体的な状態の改善、リハビリテーションである。医学モデルの主な貢献は、障害を魂の障害とする見方を否認したことである。さらに、医学モデルは、医学と技術の劇的な進歩をもたらし、障害者の生活を改善した。米国では、現在もこのモデルが優勢であるとする。

少数派モデルまたは社会モデルは、障害者を、障害のない人々が支配的な社会における少数派グループとみなす。それは、人種や女性に非常によく似た社会構造として障害をみている。有色人種や女性等のあらゆる少数派集団にとって、大きな障害は、偏見と差別、社会的孤立、不平等な取扱い、経済的依存、高い失業率と不完全雇用、住宅の悪さ、施設入所率の高さであり、障害者も、そのひとつに該当するというものである。このことから、障害問題は障害者個人にあるのではなく、障害者が適応できない環境と、障害のない人々の否定的態度の中に存在するとする。障害による制限は、障害の生来の特徴よりむしろ障害の社会における定義によりもたらされるとする。Berkowitz^[21]によれば、自立生活運動は、障害者が市民権を得るための政治的なプロセスの基礎として障害を概念

化する社会／少数派モデルを使用したとされる。

②医学リハビリテーションモデル—市民権モデル

Johnsons^[22]は、障害者に対する労働市場差別を分析してこのモデルを提起した。医学リハビリテーションモデルは、医学的な介入により、健康と機能を回復させようとし、もし、完全な回復ができず損傷が永続した場合には、その制限を補うための個人の能力を高めるために職業リハビリテーションサービスを提供するというものである。

このモデルは、切断のような、若くして戦争で負傷したような健康な障害者に対してはよく合致するが、疾病構造の変化により、外傷性の怪我に代わって、慢性病患者、退行性疾患、精神障害が問題となっている状況においては、あまり役にたたなくなるとする。すなわち、治療とリハビリテーションサービスに加えて、社会経済的な状況も治療の結果に影響するからである。

市民権モデルは、アフリカ系アメリカ人や他の少数民族の経験と障害者の経験を同一視し、分離・区別された学校教育、高い失業率、高い福祉依存率、住宅と輸送機関の利用におけるバリア等に類似点があるが、障害者の場合は身体的又は精神的制限の影響を考慮する必要があるとする。そのため、身体的・精神的な損傷が生産性を制限されることは認めるが、損傷のある人が、雇用に際して評価されなければならないのは、彼らの生産性であって損傷の存在でないと考える。たとえば、福祉機器などを使えば高い生産性を発揮できる障害者がいれば、その生産性を発揮できるような便宜を受ける権利を有するという考え方である。

(3) 機能主義モデル

障害者を障害者たらしめているものは障害者が本来の生産性を発揮できない社会環境にあると考えるものである。Smart^[23]は、障害を概念化する基本モデルとして①医学モデル、②環境モデル、③機能モデルの3つがあるとする。

医学モデルは、客観的で、明確な、標準化された方法を採用し、医者等の専門家による診断、治療が行われる。このモデルは、個人の解剖学と生理学に焦点を当てており、「普通」と「病気」という2つの軸があり、単純にどんな病理学的な欠損もない場合に普通と診断される。

環境モデルは、個人をとりまく身体的・社会的

環境が、障害を引き起こし拡大させるとする。例えば、駅にエレベーターがないために、車椅子使用者は移動障害者になるという捉え方である。また、社会・文化的な環境も障害に影響する。例えば、学習障害は、文字を使用するようになる前の社会においては障害とはならなかったと考えられる。また、障害者差別禁止法により障害者に市民権が適用されることで、障害の意味が変わるということも社会・文化的環境の変化とされる。

機能モデルは、個人の機能に着目してそれを高めることで社会的な不利を招かないようにしようとする。そのために、支援工学の活用とその活用能力とに密接に関連している。例えば、下肢機能障害があっても、車椅子を使って大学教授となっている人や、音声合成装置付コンピューターを使って仕事をこなしている視覚障害者も多い。現状では、機能モデルにおける機能とは、職業活動と日常生活活動(ADL)における機能を意味している。

(4) 生態学モデル

産業社会が障害者を必要としていると考えるものである。

Albrecht^[24]は、米国の社会学者で、医学的状態、社会からの逸脱の形式、あるいは、政治的又は少数グループ問題から障害を捉えるのではなく、「障害ビジネス」によって障害が生み出されると考えた。彼が「生態学的モデル(Ecological Model)」と名づけたこのモデルでは、現代米国の、工業化とそれに続くヒューマンサービス部門の成長、そしてより最近のアメリカの障害者運動による「障害者の権利」の政治的問題化が組み合わさって、「障害」と「リハビリテーション」が数百億ドル産業になり、それが、障害者の社会的定義を構築するというものである。彼は、このモデル以外のモデルは、程度の違いはあるものの、従来の個人的解釈モデルに代わるものであり、社会モデルとしての因果関係が明確ではないと主張する。障害は、個人の損傷と「障害のある環境(disabling environment)」の両方によって構成されるとする。

6. 考察

(1) ADAと社会モデル

以上のように、社会モデルは大きく4つに類型

化できる。そこで、これらの社会モデルが、ADAのタイトルIの障害者雇用に関する条文に与えている影響を考察する。

まず、悲劇モデルの考え方は、ADAのタイトルIにはみられない。なぜなら、障害者を有資格者とそうでない者に分け、有資格とは合理的便宜の有無にかかわらず主要な職務を遂行できるものと規定している以上、障害を悲劇とした解釈をしていないからである。

マイノリティーモデルについては、「企業運営に過度の困難を押し付けることが示されないにもかかわらず、有資格の障害をもつ従業員や求職者に関する既知の身体または精神的制限に対して合理的便宜を提供しないこと」は雇用差別として、タイトルIに規定されていることから、公民権保障の理念にもとづいており、このモデルの考え方を取り入れていることは明らかである。

機能主義モデルは、有資格の障害をもつ従業員や求職者に関する既知の身体または精神的制限に対して合理的便宜を提供することを求めていることから、障害者が生産性を発揮できるような社会環境の整備をもとめており、この考え方も背景にあることがわかる。

生態学モデルについては、条文からは直接的な影響は認められない。

以上のことから、ADAの背景には、②マイノリティーモデルと③機能主義モデルの2つの社会モデルが影響していることがわかる。言い換えれば、ADAは、②マイノリティーモデルと③機能主義モデルを組み合わせた社会モデルの壮大な実験であるとも考えられる。すなわち、障害者をマイノリティーとして差別されている存在としてとらえつつ、障害者の機能を最大限発揮できるようにすることで差別を解消しようとするモデルを障害者政策に適用した実験の結果が現れているとみられるのである。しかも、その結果は、ADAの施行後、障害者雇用率が上昇しなかったということから、このモデルの障害者政策に対する適用は、特に雇用については失敗と考えられる。そこで、以下では、このモデルをADA型社会モデルと呼んでこのタイプの社会モデルの障害者政策適用における問題点を検討する。

(2) ADA型社会モデルの適用上の問題点

①市場競争力の問題

ADA型社会モデルでは、マイノリティーモデルと機能主義モデルの融合を実現するために、社会的な責任として雇用主に障害者の機能を高めることを求めている。これは、非常に新しい考え方である。これまでの障害者政策は、社会保障の一環として行われてきた。障害者政策は、政府の責任として実施されてきたのである。ところが、ADA型社会モデルは、差別禁止法により民間の企業主に障害者の社会参加の支援のための経済的負担を命じていることに特徴がある。

ADAがモデルとしたリハビリテーション法504条は、同様に民間の企業主に障害者の社会参加の支援を命じたが、その企業主は、連邦政府と取引のある企業のみであった。障害は、社会が作るという考えから、障害者に対する支援は、国や行政機関のみが行うのではなく、民間企業なども障害者の社会参加を支援すべきであるという考え方を実現する方法として、ADAのタイトルIは、雇用主に、働ける障害者に対する合理的便宜の提供を義務付けたと考えられる。しかし、これには、無理があるのではないかと思われる。企業は、資本主義や市場原理に基づき活動している組織であり、競争が基本になっている。その個々の企業に、障害者に対する支援を押し付ければ、競争力が低下するため、企業主は、なるべくそれを回避しようとするのは当然である。連邦政府から受注した事業であれば、障害者にかかる費用をその事業費に上乗せすることができるが、連邦政府がかかわらなければ、すべて費用は、商品に上乗せされることになり、競争力は低下する。

このように、ADA型社会モデルを採用した場合には、市場競争力の問題が発生する可能性がある。企業から税金のような形で公平な基準で資金を調達し、それを障害者支援に使う場合は、競争関係に対する影響は少ないが、個別の企業に資金提供を求めれば、なるべく経費のかからない方法をとろうとして、過度の困難を主張するだろうし、たとえ、障害者を採用してもなるべく軽度の障害者を採用しようとするであろう。これが、障害者の雇用率が下降した原因のひとつであると考えられる。これらについてはShapiro^[25]も主張している。

②障害表明の危険性の問題

ADA型社会モデルでは、雇用主に社会的な責任を負わせる方法として裁判手続きを用いている。つまり、障害者をマイノリティーとしての被差別対象であるとみなし、ADAの求める雇用ができない場合に、雇用主を差別者であるとみなし、障害者自身が裁判を通じて雇用主を訴えるという方法で雇用を進めようとしている。これは、米国という訴訟社会の影響が強いが、やはり新しい考え方であり、この裁判手続きにより障害者雇用を進めようとしていることに伴う問題が生じる。

そのひとつは、裁判に訴えるためには、障害が既知でなければならないことである。Martiら^[26]も主張するように、ADAに基づき雇用主を訴えるには、企業主があらかじめ障害を知っている必要があるということである。そのため、障害者は、自分に障害があることをどこかで企業主に伝えていなければならないが、それは、両刃の剣で、障害があることを表明したのちにそれが障害と認められなければ、ADAによる保護もなく、米国の雇用環境では、それを理由に解雇される可能性がある。そのため、自分の障害を表明できなかったことが、ADAにより雇用率が上昇しなかった原因のひとつであろうと考えられる。

③裁判手続きに対する心理的問題

また、Davis^[27]も指摘するように、裁判というある種の争いによる解決方法は、障害者の原告を自己陶醉させてしまい、常識的な要求以上のものを求めることで、よくない障害者像を構築してしまい、それが、障害のない人々の否定的態度を助長することもあると考えられる。

また、その障害者像が、障害者をとりまく人々の態度の問題も発生させているように思われる。つまり、雇用主の態度、法曹界の態度など、障害者をとりまく人々の否定的態度は、このような障害者像に基づくものであろう。Diller^[28]の主張するような障害者の市民権に関する理解不足だけが問題とはいえないだろう。

④重度障害者排除の問題

これまでの議論では取り上げられてこなかったが、マイノリティーモデルと機能主義モデルの融合を特徴とするADA型社会主義モデルでは、合理的便宜を提供しても基本的な業務を遂行できな

い場合は、ADAの対象にはならない。つまり、福祉機器や人的サービスを提供しても一般労働市場で働くことができない重度の障害者の場合は対象にはならない。これらの重度の障害者は、ADAを活用して裁判に訴えて仕事を獲得することはできないということである。誰でも働く権利をもち、たとえ、市場における労働は不可能でも、働く喜びを共有できるような労働もあってよいという考え方もあるが、ADA型モデルでは、このような労働を排除している。すなわち、重度障害者に対して働くことを支援することを否定しているのではないだろうか。重度障害者を労働力から排除しているのではないだろうか。この意味で、ADAは、働ける労働者と働けない労働者を明確に分ける機能を内包しており、現在、企業主など産業界から歓迎されていないADAも、労働者を明確に分ける機能に着目され、それらの人々から歓迎される可能性がある。

⑤二本立て障害者雇用政策の問題

市場における労働が可能な障害者とそうでない障害者に分ける考え方は、別の問題ももたらす。このように障害者を二分する考え方を推し進めれば、労働力として期待できる障害者に対する政策と労働力としては期待できない障害者のための政策の二本立ての政策を構築しなければならない。すなわち、労働支援か保護かという政策の枠組みをつくることになり、資源の無駄になることがある。例えば、保護、福祉的就労、一般就労は、明白に分離できるものではない。訓練や自己研鑽によって、福祉的就労から一般就労などに移行して

いく可能性がある。また、逆に、老化や機能低下などによって逆に移行していく可能性もある。そのプロセスで、境界を越えるたびになんらかの評価や判定が必要になる可能性があり、これらのプロセスは、無駄な作業を伴う。

7. まとめ

今日、障害モデルが話題になり、障害者政策にどのような障害モデルを適用するべきかについての議論も始まっている。例えば、英国では、社会モデルを適用した障害者政策やソーシャルワークの講座をもっている大学もあるし、障害学の分野でもとりくみが始まっている。米国では、マイノリティーモデルと機能主義モデルが融合された社会モデルとして、障害をもつアメリカ人法(ADA)が登場した。しかし、このモデルは、問題点として、市場競争力確保のために雇用主が否定的態度をとる可能性があること、障害を表明すると裁判に敗訴した場合に不利になる危険性があるために障害者自身が表明をためらう可能性があること、裁判により障害者支援を保障しようとするために雇用主や法曹界の心理的反発があること、労働可能障害者とそれ以外の障害者に二分することで重度障害者が雇用から排除されてしまう可能性があること、同様に二本立て障害者雇用政策の資源浪費の問題があることなどの多くの問題があると思われる。これらの問題点については、今後、わが国の障害者政策を検討する際に考慮される必要がある。

引用文献

- [1] Marti, H.W and Blanck, P. D., Attitudes, Behavior, and ADA Title I In Blanck, P.D. eds., Employment, Disability, and the Americans with Disabilities Act: Issues in Law, Public Policy, and Reserch, Illinois: Northwestern University Press, 2000
- [2] Americans with Disability Act, PUBLIC LAW 101-336 JULY 26, 1990 104 STAT. 327
- [3] Houtenville, A.J, Employment Declines among People with Disabilities: Population Movements, Isolated Experience, or Broad Policy Concern? In Stapleton, D.C. and Burkhauser, R.V. eds., The Decline in Employment of People with Disabilities: A Policy Puzzle, 87-124, W.E Upjohn Institute for Employment Research: Michigan, 2003
- [4] Burkhauser, R.V. and Houtenville, A.J., A User's Guide to Current Statistics on the Employment of People with Disabilities In Stapleton, D.C. and Burkhauser, R.V. eds., The Decline in Employment of People with Disabilities: A Policy Puzzle, 23-86,

- W.E Upjohn Institute for Employment Research: Michigan, 2003
- [5] DeLeire, T., The Americans with Disabilities Act and the Employment of People with Disabilities, in Stapleton, D.C. and Burkhauser, R.V. eds., *The Decline in Employment of People with Disabilities: A Policy Puzzle*, 259-278, W.E Upjohn Institute for Employment Research: Michigan, 2003
- [6] Smith, R.T. and Gebert, A.J, *Social Policy Issues in Invalidation Programs, Cross-National Perspectives* In Albrecht, G.L. ed. *Cross National Rehabilitation Policies: A Sociological Perspective*, SAGE Publications, 1981
- [7] Haveman, R.H, Halberstadt V. and Burkhauser, R.V., *Public Policy Toward Disabled Workers: Cross-National Analyses of Economic Impacts*, Cornell University Press, Ithaca and London, 1984
- [8] Shapiro, J. P. *No Pity: People with Disabilities Forging a Civil Rights Movement*. New York: Random House, 1994
- [9] Davis, L.I., *Bending Over Backwards: Disability, Narcissism, and the Law* In Krieger, H. eds., *BACKLASH Against the ADA: Reinterpreting Disability Rights*, The University of Michigan Press, 2003
- [10] Diller, M., *Judicial Backlash, the ADA, and the Civil Rights Model of Disability* In Krieger, H. eds., *Backlash Against the ADA: Reinterpreting Disability Rights*, The University of Michigan Press, 2003
- [11] Diller, M. 上記
- [12] Marti, M.W. and Blanck, P.D 上記
- [13] Kaye, H.S., *Employment and the Changing Disability Population* In Stapleton, D.C. and Burkhauser, R.V. eds., *The Decline in Employment of People with Disabilities: A Policy Puzzle*, 217-258, W.E Upjohn Institute for Employment Research: Michigan, 2003
- [14] Kruse, D. and Schur, L., *Does the Definition Affect the Outcome?* In Stapleton, D.C. and Burkhauser, R.V. eds., *The Decline in Employment of People with Disabilities: A Policy Puzzle*, 279-300, W.E Upjohn Institute for Employment Research: Michigan, 2003
- [15] Goodman, N. and Waidmann, T., *Social Security Disability Insurance and the Recent Decline in the Employment Rate of People with Disabilities* In Stapleton, D.C. and Burkhauser, R.V. eds., *The Decline in Employment of People with Disabilities: A Policy Puzzle*, 339-368, W.E Upjohn Institute for Employment Research: Michigan, 2003
- [16] Smart, J., *Disability: Society, and the Individual*, Aspen Publishers, Gaithersburg , 2001
- [17] Oliver M., *Understanding disability from theory to practice*, Macmillan Press., London, 1996
- [18] Drake R. F, *Understanding Disability Policies*, Macmillan Press, Hampshire, 1999
- [19] Finkelstein, V. , *Disability: a social challenge or an administrative responsibility*, Swain, J., Finkelstein, V. French, S. and Oliver ed., *Disabling Barriers-Enabling Environments*, 34-43, Sage, London, 1993
- [20] Mackelprang R.W. and Salsgiver R.O., *Disability A Diversity Model Approach in Human Service Practice*, Brooks / Cole Publishing, Pacific Grove, 1999
- [21] Berkowitz, E. D., *Disabled policy: America's programs for the handicapped.*, Cambridge University Press. London, 1987
- [22] Johnsons, W.G. *The future of Disability Policy: Benefit Payments or Civil Rights?*, *The Annals of The American Academy of Political and Social Science*, 549, 160-172, 1997
- [23] Smart, J. 上記
- [24] Albrecht, G., *The Disability Business*, Sage, London, 1992
- [25] Shapiro, J. P. 上記
- [26] Marti, M.W. and Blanck, P.D. 上記
- [27] Davis, L.I. 上記
- [28] Diller, M. 上記

Abstract

Americans with Disability Acts (ADA) is an anti-discrimination act for persons with disabilities. Although one of the purpose of the Act is promoting the employment for persons with disabilities, the employment rate of persons with disabilities has decreased since the Act passed. The author insists that the reason of the decrease is the problem of application of social model. The ADA social model, which is the fusion of the minority model and the functional model, causes the problems of competition in the market, the problem of disability coming out, of the psychological rebel of trial process, of exclusion of persons with severe disabilities and of the dual policy in employment for persons with disabilities.

Key Words: disability policy, Americans with Disability Act, ADA-type social model, anti-discrimination act, employment rate of persons with disabilities